

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次	ページ
告示	
○保安林の指定予定の通知（3件）（治山林道課）	1
○保安林の指定施業要件の変更（"）	1
○保安林の指定施業要件の変更に係る通知の掲示（"）	2
○地籍調査の事業計画の一部変更（用地対策課）	3
◎告示（指定金融機関等の名称、位置）の一部改正（2件）（会計管理課）	3
◎告示（高知県会計規則第2条による出先機関及び取扱店の指定）の一部改正（"）	3
公告	
○土地改良区の役員の就退任（農業基盤課）	3
○土地改良区の役員の退任（"）	4
○土地改良区の清算人の退職（"）	4
○地域森林計画の案の縦覧（森づくり推進課）	4
○地域森林計画の変更の案の縦覧（3件）（"）	4
○開発行為に関する工事の完了（都市計画課）	4

告 示

高知県告示第624号
農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
平成28年11月11日
高知県知事 尾崎 正直

1 保安林予定森林の所在場所
香美市物部町別府字米野89・90の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字米野89・90の1（以上2筆について次の図に示す部分

に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び香美市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第625号
農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
平成28年11月11日
高知県知事 尾崎 正直

1 保安林予定森林の所在場所
高岡郡樺原町大蔵谷894、931の2、1004の1、1005、1006

2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
大蔵谷894・931の2・1004の1・1006（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び樺原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第626号
農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
平成28年11月11日
高知県知事 尾崎 正直

1 保安林予定森林の所在場所

高岡郡四万十町地吉字東ノ窪153、字サコノヲク160、字東裏1293の4

2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字東ノ窪153・字サコノヲク160・字東裏1293の4（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第627号
次の保安林の指定施業要件を変更したので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。
平成28年11月11日
高知県知事 尾崎 正直

1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
安田町（次の図に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定された目的
干害の防備
(3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
安田町（次の図に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定された目的
公衆の保健
(3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法

<p>(ア) 主伐は、択伐による。</p> <p>(イ) 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。</p> <p>(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び安田町役場に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>高知県告示第628号</p> <p>平成28年9月農林水産省告示第1718号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を関係町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。</p> <p>平成28年11月11日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 高知市桜井町一丁目9番37号</p> <p>イ 氏名 清家 正雄</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 高知市蓮池町21番地</p> <p>イ 氏名 清家 操子</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 高知市蓮池町21番地</p> <p>イ 氏名 祖父江 政子</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 高知市神田1433番地20</p> <p>イ 氏名 隅田 輝寿</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾北村上八川津賀谷61番地</p> <p>イ 氏名 片岡 吉吾</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾北村上八川津賀谷63番屋敷</p> <p>イ 氏名 西内 源之助</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾北村上八川津賀谷69番屋敷</p>	<p>イ 氏名 小松 豊三郎</p> <p>(8)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾北村上八川津賀谷91番屋敷</p> <p>イ 氏名 片岡 富平</p> <p>(9)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾北村上八川丙1824番地</p> <p>イ 氏名 山内 隆喜</p> <p>(10)ア 登記簿記載の住所 吾川郡伊野町枝川1137番地42</p> <p>イ 氏名 筒井 佐知子</p> <p>(11)ア 登記簿記載の住所 吾川郡上八川村津賀谷</p> <p>イ 氏名 山内 多津</p> <p>(12)ア 登記簿記載の住所 吾川郡上八川村丙1942番地</p> <p>イ 氏名 田岡 亀之助</p> <p>(13)ア 登記簿記載の住所 吾川郡上八川村津賀谷</p> <p>イ 氏名 田岡 亀之助</p> <p>(14)ア 登記簿記載の住所 吾川郡上八川村津賀谷</p> <p>イ 氏名 山内 泰吾</p> <p>(15)ア 登記簿記載の住所 吾川郡小川村縦ノ木山2868番地</p> <p>イ 氏名 大久保 朝行</p> <p>(16)ア 登記簿記載の住所 南国市立田570番地</p> <p>イ 氏名 川村 静代</p> <p>(17)ア 登記簿記載の住所 奈良市富雄北一丁目18番F-302号</p> <p>イ 氏名 岡林 久高</p> <p>(18)ア 登記簿記載の住所 吾川郡下八川村十田1555番地</p> <p>イ 氏名</p>	<p>曾我部 長太郎</p> <p>(19)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾北村下八川十田1222番地ロ</p> <p>イ 氏名 清川 清一</p> <p>(20)ア 登記簿記載の住所 栃木県宇都宮市緑三丁目575番地71</p> <p>イ 氏名 曾我部 八郎</p> <p>(21)ア 登記簿記載の住所 吾川郡下八川村十田1205番地</p> <p>イ 氏名 松岡 伊三郎</p> <p>(22)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾北村下八川十田1426番地</p> <p>イ 氏名 渡辺 茂忠</p> <p>(23)ア 登記簿記載の住所 吾川郡伊野町大内2270番地</p> <p>イ 氏名 大久保 正晴</p> <p>(24)ア 登記簿記載の住所 吾川郡下八川村下八川丁3745番地</p> <p>イ 氏名 桑原 忠基</p> <p>(25)ア 登記簿記載の住所 高知市宝町17番7号</p> <p>イ 氏名 伊藤 留寿</p> <p>(26)ア 登記簿記載の住所 吾川郡下八川村十田40番屋敷</p> <p>イ 氏名 曾我部 盛太</p> <p>(27)ア 登記簿記載の住所 吾川郡小川村新別67番屋敷</p> <p>イ 氏名 岡林 佐代吉</p> <p>(28)ア 登記簿記載の住所 吾川郡下八川村十田1555番地</p> <p>イ 氏名 曾我部 実</p> <p>(29)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾北村下八川十田</p> <p>イ 氏名 清川 益衛</p>
--	---	--

- (30)ア 登記簿記載の住所
吾川郡下八川村十田1468番地
イ 氏名
藤田 禎矩
- (31)ア 登記簿記載の住所
吾川郡下八川村十田18番屋敷
イ 氏名
中沢 佐代吉
- (32)ア 登記簿記載の住所
吾川郡下八川村十田1276番地
イ 氏名
清川 金一
- (33)ア 登記簿記載の住所
吾川郡下八川村十田1555番地
イ 氏名
曾我部 弘馬
- (34)ア 登記簿記載の住所
吾川郡小川村新別65番屋敷
イ 氏名
一條 光昭
- (35)ア 登記簿記載の住所
吾川郡下八川村十田18番屋敷
イ 氏名
中沢 菊太郎
- (36)ア 登記簿記載の住所
吾川郡下八川村十田1856番地イ、1876番地イ
イ 氏名
県島 幸松

2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成8年12月農林水産省告示第1902号

(2) 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第629号
平成28年5月高知県告示第295号で告示した平成28年度における地積調査の事業計画の定めの一部を変更したので、国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第5項の規定により次のとおり告示する。
平成28年11月11日
高知県知事 尾崎 正直

区分	調査を行う	調査地域	調査期間
----	-------	------	------

	者の名称		
変更前	高知市	高知市長浜、横浜、瀬戸東町一丁目及び瀬戸東町三丁目の各一部並びに瀬戸、瀬戸一丁目、瀬戸二丁目及び十津二丁目	平成28年度中
変更後		高知市長浜、横浜、瀬戸及び瀬戸東町一丁目の各一部並びに瀬戸一丁目、瀬戸二丁目及び十津二丁目	
変更前	北川村	安芸郡北川村久木、弘瀬及び菅ノ上の各一部並びに安倉	〃
変更後		安芸郡北川村久木、弘瀬及び菅ノ上の各一部並びに安倉及び野川	
変更前	四万十町	高岡郡四万十町秋丸、南川口及び天ノ川の各一部	〃
変更後		高岡郡四万十町秋丸、南川口、天ノ川及び寺野の各一部	

高知県告示第630号
昭和39年4月高知県告示第110号(指定金融機関等の名称、位置)の一部を次のように改正し、平成28年11月16日から施行する。
平成28年11月11日
高知県知事 尾崎 正直

別表の3 収納代理金融機関の表三菱UFJ信託銀行株式会社高知支店の項を削る。

高知県告示第631号
昭和39年4月高知県告示第110号(指定金融機関等の名称、位置)の一部を次のように改正し、平成28年11月21日から施行する。
平成28年11月11日
高知県知事 尾崎 正直

別表の1 指定金融機関の表中

〃	潮江南	〃
---	-----	---

〃 春野代理店 〃

昭和46年12月1日
昭和39年4月1日

〃 春野代理店 〃

〃 に改める。

高知県告示第632号
平成4年4月高知県告示第208号(高知県会計規則第2条による出先機関及び取扱店の指定)の一部を次のように改正し、平成28年11月21日から施行する。
平成28年11月11日
高知県知事 尾崎 正直

別表の1 出先機関及び当該出先機関の取扱店の表中「潮江南支店」を「潮江支店」に改める。

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、大方町中央地区土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。
平成28年11月11日
高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所
(退任)		
理事	倉橋 末美	幡多郡黒潮町入野2970番地
〃	秋田 敬	〃 〃 加持2747番地
〃	塩田 久	〃 〃 〃 113番地
〃	金平 辰	〃 〃 浮鞭1953番地
〃	谷 繁雄	〃 〃 加持3352番地
〃	秋田 治水	〃 〃 〃 3238番地
〃	谷 和	〃 〃 〃 834番地
〃	竹村 俊	〃 〃 入野3252番地
〃	秋森 泰雄	〃 〃 〃 3010番地
〃	敷地 敏男	〃 〃 〃 2924番地
〃	堀野 宣宏	〃 〃 〃 3462番地
〃	倉橋 新一	〃 〃 〃 3375番地
〃	堀野 卓	〃 〃 〃 3268番地
〃	植田 稔弘	〃 〃 加持1260番地
〃	植田 吉彦	〃 〃 〃 398番地
〃	植田 輝昭	〃 〃 〃 647番地
〃	松井 正好	〃 〃 浮鞭1925番地 1
〃	成子 賢	〃 〃 〃 2248番地

〃	岩城 米一	〃	〃	〃	1957番地 1
監事	秋田 保意	〃	〃	〃	加持3346番地
〃	秋森 正徳	〃	〃	〃	入野3302番地
〃	道倉 張身	〃	〃	〃	加持 94番地
〃	宮尾 順一	〃	〃	〃	浮鞭1938番地
(就任)					
理事	秋田 敬	〃	〃	〃	幡多郡黒潮町加持2747番地
〃	秋森 正徳	〃	〃	〃	入野3302番地
〃	植田 輝昭	〃	〃	〃	加持 647番地
〃	岩城 米一	〃	〃	〃	浮鞭1957番地 1
〃	秋田 治水	〃	〃	〃	加持3238番地
〃	秋森 泰雄	〃	〃	〃	入野3010番地
〃	植田 壯	〃	〃	〃	加持 297番地
〃	植田 知和	〃	〃	〃	492番地 1
〃	金平 浩	〃	〃	〃	浮鞭1953番地
〃	倉橋 新一	〃	〃	〃	入野3375番地
〃	酒井 泰一	〃	〃	〃	浮鞭1840番地
〃	敷地 智也	〃	〃	〃	入野2924番地
〃	下村 正直	〃	〃	〃	蜷川2089番地 1
〃	谷 和	〃	〃	〃	加持 834番地
〃	谷 一	〃	〃	〃	3355番地 2
〃	遠山 速光	〃	〃	〃	浮鞭 510番 4 地
〃	堀野 裕	〃	〃	〃	入野3193番地 1
〃	堀野 卓	〃	〃	〃	3268番地
〃	宮川 鈴子	〃	〃	〃	2914番地
監事	中澤 勸十	〃	〃	〃	3461番地
〃	二宮よりみ	〃	〃	〃	加持3266番地
〃	植田 雄二	〃	〃	〃	398番地
〃	森 雅彦	〃	〃	〃	浮鞭 678番地

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、大月町春遠土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。

平成28年11月11日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏 名	住 所
監事	川波 修	幡多郡大月町春遠915番地
〃	田邊 勝美	〃 〃 〃 106番地 2

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、大月町春遠土地改良区から次のとおり退職した清算人の届出があった。

平成28年11月11日

高知県知事 尾崎 正直

氏 名	住 所
野村 昌秀	幡多郡大月町春遠569番地
釣井 健市	〃 〃 〃 886番地
田邊 稔尚	〃 〃 〃 110番地
渡邊 入鶴	〃 〃 〃 393番地
田邊 勇	〃 〃 〃 107番地
中嶋 順右	〃 〃 〃 402番地
野村 穂積	〃 〃 〃 466番地 1
芝岡 敏光	〃 〃 〃 435番地 1

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により地域森林計画をたてようとするので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を公衆の縦覧に供する。

平成28年11月11日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 森林計画区の名 称
四万十川森林計画区
- 2 地域森林計画の案の縦覧場所
高知県林業振興・環境部森づくり推進課並びに関係市役所及び関係町村役場
- 3 地域森林計画の案の縦覧期間
平成28年11月11日から同年12月9日まで

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき地域森林計画を変更しようとするので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を公衆の縦覧に供する。

平成28年11月11日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 森林計画区の名 称
安芸森林計画区
- 2 地域森林計画の変更の案の縦覧場所
高知県林業振興・環境部森づくり推進課並びに関係市役所及び関係町村役場
- 3 地域森林計画の変更の案の縦覧期間
平成28年11月11日から同年12月9日まで

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき地域森林計画を変更しようとするので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を公衆の縦覧に

供する。
平成28年11月11日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 森林計画区の名 称
高知森林計画区
- 2 地域森林計画の変更の案の縦覧場所
高知県林業振興・環境部森づくり推進課並びに関係市役所及び関係町村役場
- 3 地域森林計画の変更の案の縦覧期間
平成28年11月11日から同年12月9日まで

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき地域森林計画を変更しようとするので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を公衆の縦覧に供する。

平成28年11月11日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 森林計画区の名 称
嶺北仁淀森林計画区
- 2 地域森林計画の変更の案の縦覧場所
高知県林業振興・環境部森づくり推進課並びに関係市役所及び関係町村役場
- 3 地域森林計画の変更の案の縦覧期間
平成28年11月11日から同年12月9日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。
平成28年11月11日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成28年9月26日 28高都計第426号	南国市浜改田字浜田 880番 1	南国市浜改田 3 番地 浜口 純